
RED Ⅲ 指令第 29 条(6a)及び(7a)に基づくレベル A リスクアセスメントの策定と PEFC による承認の要求事項



PEFC 評議会

スイス、ジュネーブ 1215

プレボア通り 20 番地 ICC ビル C1

電話 : +41 (0)22 799 45 40、ファックス : +41 (0)22 799 45 50

E メール : info@pefc.org、ウェブ : www.pefc.org

著作権表示

©PEFC評議会 2023

この規格は、PEFC 評議会が所有する著作権によって保護されている。
この文書は PEFC 評議会のウェブサイト (www.pefc.org) から、または要求があれば自由に入手することができる。

本規格のいかなる部分も、PEFC 評議会の許可なく、商業的な目的のために、いかなる形式、手段によっても、変更、修正、複製、複写することはできない。

この文書の正式版は英語である。
この文書の翻訳は、PEFC 評議会または PEFC 各国政府機関から入手できる。
または PEFC 国内運営団体から入手することができる。
言語解釈に疑義がある場合は、英語版を参照すること。

文書名 : RED Ⅲ 指令第 29 条(6a)及び(7a)に従ったレベル A リスクアセスメントの開
発と PEFC による承認の要件
PEFC による認定のための要求事項

文書のタイトル: PEFC ST 5004:2025

承認 : PEFC 総会 承認日 : 205-05-08

発行日 : 2025-05-12

施行日 : 2025-05-12

内容

1. 範囲	7
2. 規範参照文献	8
3. 用語と 定義	10
3.1 一般的事項	10
4. RED Ⅲ 指令第 29 条(6a)及び(7a)に従ったレベル A リスク 評価の開発と PEFC による認定の要求事項	28
4.1 一般的事項	28
4.2 伐採に関するリスクアセスメントの内容、RED Ⅲ 指令第 29 条(6a)	28
4.3 土地利用、土地利用変化と森林(LULUCF)を通じた炭素と吸収源レベルのリスク評価の内容、REDⅢ指令第 29 条(7a)	36
4.4 リスク 評価の開発	40
4.5 リスク評価 報告	41
5 PEFC によるリスク 評価の認定	43
5.1 一般的事項	43

序文

PEFC は Programme for the Endorsement of Forest Certification の略称で、森林認証と木材林産品のラベリングを通じて持続可能な森林管理を推進する世界的組織である。PEFC の主張やラベルが付いた製品は、その製造に使用される原材料が持続可能な方法で管理された森林や森林外樹林（TOF）地域、リサイクル、管理材に由来することを保証するものである。

PEFC 評議会は、PEFC 評議会の要求事項に適合する国や地域の森林認証制度を承認している。制度は定期的に評価される。

この文書は、幅広い利害関係者を対象とした、オープンで透明性の高い、協議と合意に基づくプロセスで作成された。

はじめに

PEFC 評議会は、PEFC 森林認証制度のオーナーである。PEFC 評議会は、PEFC RED II 認証制度を改正し、RED III 指令に準拠させた。これにより、PEFC の COC 認証を受けた組織は、同指令の義務を遵守できるようになる。

PEFC 評議会は、PEFC RED III スキームの整合性、調和された実施、一貫性を確保し、スキームが利害関係者と市場のニーズと期待を満たすことを保証する責任を負う。

利害関係者による PEFC RED III スキームの実施を促進するために、この規格には、再生可能エネルギー源からのエネルギーの促進に関する指令(EU) 2018/2001、規則(EU) 2018/1999、及び指令 98/70/EC を改正し、理事会指令(EU) 2015/652（以下「RED III」）を廃止する 2023 年 10 月 18 日の欧州議会及び理事会指令(EU) の森林バイオマスが生産される国又は地域レベルにおけるレベル A の持続可能性基準である第 29 条(6a)及び(7a)への遵守を確認するための国内の独立した専門機関のリスク評価の開発に関する要求事項が含まれている。

PEFC RED III スキームは、他のボランタリースキームや国家システムによって実施されたリスク評価も対象としている。

PEFC RED III 認証スキームの範囲は、以下の属性によって定義される：

バイオマスの種類：森林由来のリグノセルロース系材料(森林バイオマスおよび林地残材)、森林関連産業由来の加工残渣及び廃棄物。

注：農業、水産養殖業、漁業由来のバイオマスは、関連産業や加工からの残渣を含め、PEFC RED III 認証スキームの対象外である。

燃料の種類：暖房、冷房、発電のためにリグノセルロース系材料から製造されるバイオマス燃料(ペレット、木材チップ、等級別破碎チップ燃料)。

注 1 「バイオリキッド」、「バイオ燃料」、「バイオガス」、「非生物起源の再生可能な液体・気体輸送用燃料」、「再生炭素燃料」は、PEFC RED III 認証スキームの対象外である。

注 2 等級別破碎チップ燃料とは、鈍器で粉碎して作られた、様々な大きさと形状の木片を持つ木質燃料のことである（定義は ISO16559 に基づく）。

対象地域：グローバル

CoC の適用範囲：バイオマスサプライチェーンの全て

本規格は国際的なものであり、要求事項はグローバルに適用できる。

PEFC REDⅢ 認証スキームは、森林バイオマスや森林関連産業由来の加工残渣や廃棄物から得られるリグノセルロース系材料を熱、冷房、エネルギー生産のために供給する組織は、REDⅢ 準拠した宣言や主張を行うために、PEFC REDⅢ 認証書を保有しなければならないことを要求している。

森林バイオマスが REDⅢ の持続可能性基準に適合していることの保証は、PEFC REDⅢ 認証取得組織に委ねられている。森林バイオマスを調達する際、PEFC REDⅢ 認証取得組織は以下のような調達が可能である：

a)REDⅢ の持続可能性基準にレベル A で適合していることを証明する、PEFC によって認められたリスクアセスメントが存在する国で生産された森林バイオマス。このような場合、森林バイオマスの生産者は追加の PEFC 認証を必要としない。

b)PEFC によって認められたレベル A のリスクアセスメントが存在するものの、当該リスクアセスメントがレベル A に完全に適合していることを証明するものとなっていない国、またはリスクアセスメントが存在しない国に由来する森林バイオマス。この場合、PEFC REDⅢ 認証取得組織は、当該森林バイオマスが PEFC 認証を受けたもの（有効かつ承認された PEFC SFM 認証の保有者によって生産されたもの）であることを確実にしなければならない。さらに、PEFC REDⅢ 認証取得組織は、レベル A 非適合 の REDⅢ 持続可能性基準をレベル B で遵守していることを証明するために、バイオマス生産者が本 PEFC ST 5002 の第 6 章の該当する要求事項を遵守することを要求しなければならない。

1. 範囲

本規格は、2023 年 10 月 18 日の欧州議会及び理事会指令(EU) 2023/2413（再生可能エネルギー源からのエネルギーの促進に関する指令(EU) 2018/2001、規則(EU) 2018/1999、及び指令 98/70/EC を改正し、理事会指令(EU) 2015/652 を廃止する指令）（以下「REDⅢ」）への適合性を確認するためのリスク評価の開発要件を定義している。REDⅢの第 29 条(6a)及び(7a) は、国または準国家レベルでのレベル A の持続可能性基準への準拠を確認するためのリスクアセスメントの開発のための要求事項を規定し、REDⅢの第 29 条(6a)は、REDⅢの持続可能な伐採基準を、(7a)は REDⅢの炭素蓄積・吸収源の持続可能性基準(LULUCF)をカバーする。リスク評価は、独立した、その国の専門家である利害関係者によって開発されなければならない。さらに、本規格は、PEFC 評議会によるリスク評価の承認プロセスを規定する。

本規格では、次のような動詞の形を用いる：“shall（なければならない）”は要求事項を、“should（すべきである）”は勧告を、“may（してもよい）”は許可を、“can（できる）”は可能性または能力を示す。詳細については、ISO/IEC 専門業務用指針第 2 部を参照されたい。

2. 規範参照文献

以下の参照文書は、本規格の適用に不可欠なものである。日付のあるもの、ないものともに、参照文書の最新版(改訂を含む)が適用される。

ISO/IEC 17000,適合性評価用- 語及び一般原則

ISO/IEC 17021-1,適合性評価マ- ネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
第- 1 部 .要求事項

ISO/IEC 17065,適合性評価製- 品,プロセス及びサービスを認証する機関に対する要求事項

ISO/IEC 17067,適合性評価製- 品認証の基礎及び製品認証スキームのガイドライン

ISO 19011 マ ネジメントシステム監査ガイドライン

PEFC ST1003、持続可能な森林管理-要求事項 (www.pefc.org から入手可能)

PEFC ST1002、グループ森林管理認証-要求事項 (www.pefc.org から入手可能)

PEFC ST2001、PEFC 商標規則-要求事項 (以下、PEFC 商標規則) 、(www.pefc.org から入手可能)

PEFC ST2002、森林および樹木製品の CoC、要求事項 (www.pefc.org から入手可能)

PEFC ST2002-1 PEFC EUDR デューデリジェンスシステムの実施に関する要求事項 (PEFCEUDR DDS) (www.pefc.org から入手可能)

PEFC ST 2003 PEFC 国際 CoC 規格に対する認証業務を実行する認証機関に関する要求事項
(www.pefc.org から入手可能)

PEFC ST 5002 森林バイオマス調達組織に対する追加要求事項 - RED III

PEFC ST 5003 PEFC ST 5002-RED IIIに基づく認証を提供する認証機関に対する追加要求事項
再生可能エネルギー源の利用促進に関する指令(EU)2018/2001(RED II 指令)

再生可能エネルギーの促進に関する指令(EU) 2018/2001、規則(EU) 2018/1999、及び指令
98/70/EC を改正し、理事会指令(EU) 2015/652(RED III 指令)を廃止する 2023 年 10 月 18 日の欧
州議会及び理事会指令(EU)2013/2413

欧州議会および理事会指令(EU)2018/2001 の第 29 条に規定された森林バイオマスの持続可能性基
準の遵守を実証するための証拠に関する運用ガイダンスの確立に関する 2022 年 12 月 13 日付欧州
委員会施行規則(EU)2022/2448(運用ガイダンスの確立に関する IR)

持続可能性と温室効果ガス排出削減基準および低間接的土地利用変化リスク基準を適用するための検証規則に関する 2022 年 6 月 14 日付欧州委員会施行規則(EU)2022/996 およびその附属書(持続可能性と温室効果を検証するための規則に関する IR)

認証機関の認定に関する実施規則 (EU) 2022/996 を改正し、その附属書 VII を修正する 2025 年 2 月 3 日付欧州委員会実施規則 (EU) 2025/196

廃棄物および特定の指令の廃止に関する 2008 年 11 月 19 日付欧州議会および理事会指令 2008/98/EC

森林減少及び森林劣化に関連する特定の産品及び製品の EU 市場への提供及び EU からの輸出並びに規則(EU) No 995/2010 の廃止に関する 2023 年 5 月 31 日付欧州議会及び理事会規則(EU) 2023/1115

ガソリン及びディーゼル燃料の品質に関する欧州議会及び理事会指令 98/70/EC 第 7b 条(3)(c)及び再生可能エネルギーの利用促進に関する欧州議会及び理事会指令 2009/28/EC 第 17 条(3)(c)の目的に対し生物多様性に富む草地の基準及び地理的範囲を定義する 2014 年 12 月 8 日付欧州委員会規則 (EU)第 1307/2014 号

再生可能エネルギー源からのエネルギー利用の促進と指令 2001/77/EC 及び 2003/30/EC の改正及びその後の廃止に関する 2009 年 4 月 23 日の欧州議会及び理事会の指令 2009/28/EC

1992 年 5 月 21 日付自然生息地及び野生動植物の保全に関する理事会指令 92/43/EEC

2009 年 11 月 30 日付野鳥の保護に関する欧州議会及び理事会指令 2009/147/EC

木材および木材製品を市場に出荷する事業者の義務を定める 2010 年 10 月 20 日付欧州議会および理事会の規則 (EU) 第 995/2010 号

注：規則(EU) No 995/2010 (EUTR)は、規則(EU) 2023/1115 (EUDR)により廃止

EUTR から EUDR への移行は、EUDR に定められた移行期間に従って行われる。

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）国際連合 1971 年

3. 用語と 定義

3.1 一般的事項

REDⅢ の第 2 条の定義に加え、森林バイオマスの持続可能性基準の遵守を実証するための証拠に関する運用ガイダンスの策定に関する欧州委員会施行規則（EU）（以下、IR2022/2448）の第 2 条、および持続可能性と温室効果ガス排出削減基準および低間接土地利用変化リスク基準の検証規則に関する欧州委員会施行規則（EU）（以下、IR2022/996）の第 2 条に定められた以下の定義が、本 ST 5002 の実施に適用される。

3.1.1 実質的な価値

特定のバイオ燃料、バイオ液体、またはバイオマス燃料の生産プロセスの一部または全ての段階における温室効果ガス排出の削減量。RED III の附属書 V のパート C または附属書 VI のパート B に定められた方法論に従って算出される。

3.1.2 農業バイオマス

農業から生産される**バイオマス**。

3.1.3 バイオマス

植物性・動物性物質を含む農業、漁業・水産養殖業を含む林業および関連産業から排出される生物由来の生産物、**廃棄物**、**残渣**の生分解性画分、並びに生物由来の産業廃棄物・都市廃棄物を含む廃棄物の生分解性画分。

3.1.4 バイオマス燃料

バイオマスから生産される気体燃料と固体燃料。

3.1.5 炭素プール

加盟国の領域内にあり、炭素、炭素を含む温室効果ガスの前駆体、または炭素を含む温室効果ガスが貯蔵されているシステム。

3.1.6 炭素ストック

炭素プールに貯蔵されている大量の炭素

3.1.7 炭素吸収源

大気から温室効果ガス、エアロゾル、または温室効果ガスの前駆物質を除去するプロセス、活動、またはメカニズム

3.1.8 認証審査(または初回審査)

ボランタリースキームに基づいて認証を発行することを目的とした、スキーム参加前の初回審査。

3.1.9 認証機関

認証機関とは、**ボランタリースキームと合意**を締結し、当該ボランタリースキームの認証システムを適用して、**ボランタリースキーム**に代わって**経済事業者**の審査を実施し、認証を発行することにより、原材料または燃料の認証サービスを提供する、独立した認定または承認された適合性評価機関である。

注: 認証機関は、PEFC 評議会と、REDⅢ 公示契約を締結しなければならない。有効な PEFC REDⅢ 公示契約を有する認証機関は、PEFC REDⅢ 告示認証機関と呼ばれる。

3.1.10 収穫国

森林バイオマス原材料が伐採された国または地域。

3.1.11 危機的不適合

不正行為、不可逆的な**不適合**、または**ボランタリースキーム**の完全性を危うくする違反など、**ボランタリースキーム**の基準に意図的に違反すること。危機的な不適合には、以下のものが含まれるが、これらに限定されない：

- a) REDⅢの必須要求事項への不遵守、例えば同指令第 29 条(3)、(4)、(5)に反する土地転換など。
- b) 持続可能性の証明や自己宣言の不正発行。例えば、金銭的利益を求めるために持続可能性の証明を意図的に重複発行すること。
- c) 意図的な原材料の虚偽記載、温室効果ガス(GHG)値や投入データの改ざん、**廃棄物**や**残渣**の意図的な生産、例えば、残渣を追加生産するために生産工程を意図的に変更すること、**廃棄物**として分類することを意図して材料を意図的に汚染すること。

3.1.12 枯死木

リターに含まれない生きていない全ての木質**バイオマス**で、立っているもの、地面に横たわっている

るもの、または土中にあるもの。地表に横たわっている木、粗い破片、枯れた**根**、直径 10cm 以上または当該国で適用されているその他の直径以上の**切り株**を含む。

3.1.13 デフォルト値

あらかじめ決められた係数を適用することによって典型的な値から導き出される値であり、REDIII に規定された状況において、実際の値の代わりに使用することができる値。

3.1.14 経済事業者／組織

原材料の生産者、**廃棄物**や**残渣**の回収業者、原材料を最終燃料や中間製品に加工する**施設**の運営者、エネルギー（電気、暖房、冷房）を生産する**施設**の運営者、または原材料や燃料を物理的に所有している貯蔵施設や取引業者を含むその他の運営者。

注 1：「経済事業者」という用語は PEFC ST 2002 で使用されている「組織」という用語に相当する。

注 2：PEFC REDⅢ スキームに基づいて発行された有効な **PEFC REDⅢ 認証**を保有する組織を PEFC REDⅢ 認証組織と呼ぶ。

3.1.15 期限切れ証明書

有効期限が切れた証明書。

3.1.16 最初の集積地

農業バイオマス、**森林バイオマス**、**廃棄物**、**残渣**の生産者から直接原材料を調達している、または非生物由来の再生可能燃料の場合は、そのような燃料を生産している工場から原材料を調達している、**経済事業者**またはその他の契約上の相手方によって直接管理されている貯蔵または加工施設。

注 1：**廃棄物**や**残渣**の**最初の集積地**は、収集地点である。収集地点とは、残渣や廃棄物からリグノセルロース系原材料を調達する経済事業者が直接管理する貯蔵施設や加工施設のことである。

注 2：本書の範囲内では、最初の集積地は、森林バイオマスやリグノセルロース系材料の**廃棄物・残渣**の生産者から直接原材料を調達する**組織**のみを対象とする。

3.1.17 第一者審査

最初の集積地に供給する**経済事業者**による自己申告。

3.1.18 森林バイオマス

林業から生産される**バイオマス**。

注：森林バイオマスには**林業残渣**も含まれる。

3.1.19 森林再生

伐採によって、または火災や暴風雨を含む自然的な原因によって、以前の森林が除去された後に、自然または人工的な手段によって再び森林を形成すること。

3.1.20 林地残材

林業から直接発生する**残渣**で、関連産業や加工からの残渣を含まないもの。

3.1.21 草地

少なくとも5年間継続して草本または低木植生が優占する陸生生態系。干し草用に耕作されている牧草地または牧場は含まれるが、他の作物生産のために耕作されている土地および一時的に休耕されている耕作地は含まれない。さらに、REDⅢ第29条(4)(b)に定義される継続的な森林地帯は含まれない。ただし、農業環境において樹木が作物または動物生産システムと共に管理される土地利用システムを含むアグロフォレストリーシステムの場合は除く。草本または低木植生が優占することとは、それらの合計した地表被覆面積が樹木の樹冠被覆面積よりも大きいことを意味する。

出典：委員会規則（EU）第1307/2014号

3.1.22 国レベルまたは地方レベルでの収穫基準

REDⅢ第29条(6)の(a)に規定される基準：

a) **森林バイオマス**が産出された国には、伐採地域に適用される国内法または地方法があり、また、以下の事項を保証する監視および執行システムも整備されている。

i. 伐採作業の合法性

ii. 伐採された地域の**森林再生**

iii. **湿地や泥炭地やヒースランド**を含む自然保護の目的で国際法または国内法、または関係当局によって指定された

地域が保護されていること

iv. 伐採は、持続可能な森林管理の原則に従い、土壌の質と生物多様性の維持に配慮して行われ、

いかなる悪影響も防止することを目的として、切り株や根の伐採、森林所在国で定義される**原生林**および**老齢林**の劣化、または**人工林**への転換、脆弱な土壌での伐採を回避する方法で行われ、伐採は、森林所在国で定義される大規模皆伐の最大閾値および枯れ木採取のための地域的かつ生態学的に適切な保留閾値を遵守して行われ、伐採は、土壌の圧縮を含む土壌の質、生物多様性の特徴および生息地への悪影響を最小限に抑える伐採システムを使用する要件を遵守し

て行われること。

- v. 伐採によって森林の長期的な生産能力が維持または向上していること
- vi. 森林バイオマスが伐採される森林が、RED III第29条第3項(a)、(b)、(d)及び(e)[生物多様性価値の高い土地]、第4項(a)[湿地]、並びに第5項[泥炭地]にそれぞれ規定される土地のステータスの決定と同一の条件の下で、規定されるステータスを有する土地に由来するものではないこと。
- vii. 森林バイオマスからバイオ燃料、バイオリキッド及びバイオマス燃料を生産する施設はREDII第30条(3)に従って実施される監査の目的で、企業レベルの内部プロセスに裏付けられた、森林バイオマスが(vi)に規定される土地に由来しないという保証声明を発行すること。

注：これは、本規格の4.1.8にも反映されている。

3.1.23 調達地域レベルでの収穫基準

REDⅢ第29条(6)の(b)に規定される基準：

- b) 前の定義である(a)に規定される証拠が入手できない場合、森林バイオマスから生産されるバイオ燃料、バイオリキッド、バイオマス燃料は、森林調達地域レベルで管理システムが実施され、以下が確保されている場合、REDⅢ第29条第1項第1サブパラグラフの(a)、(b)、および(c)に規定する目的のために考慮されるものとする。
 - i. 伐採作業の合法性
 - ii. 伐採された地域の森林再生
 - iii. **湿地や泥炭地やヒースランド**を含む、国際法または国内法、または関係当局によって自然保護の目的で指定された地域は、その原材料の伐採が自然保護の目的を妨げないという証拠が提供されない限り保護されていること
 - iv. 伐採が、持続可能な森林管理の原則に従い、土壌の質と生物多様性の維持に配慮して行われ、切り株や根の伐採、原生林や老齢林の劣化、人工林への転換、脆弱な土壌での伐採を回避する方法で、いかなる悪影響も防止することを目指し、森林が所在する国で定義されている大規模皆伐の最大閾値、および枯れ木採取のための地域的かつ生態学的に適切な保留閾値を遵守して行われ、土壌の圧縮を含む土壌の質、生物多様性の特徴および生息地への悪影響を最小限に抑える伐採システムを使用する要件を遵守して行われていること。
 - v. 伐採によって森林の**長期的な生産能力**が維持または向上していること
 - vi. **森林バイオマス**が、以下の土地を起源としていないこと：

- 2008 年 1 月以降、**原生林**、在来種のその他の樹木が生い茂る森林地（人為的な活動が明確に見られず、生態系が著しく攪乱されていないもの）、**老齢林**、**生物多様性に富む草地**、および **ヒースランド**に該当していた土地。
- 2008 年 1 月以降、生物多様性に富む森林およびその他の樹木が生い茂る森林に該当していた土地（ただし、当該原材料の生産がこれらの自然保護目的を妨げていないという証拠が提示されない限り）。
- 2008 年 1 月には湿地に該当していたが、現在は該当しない土地。
- 2008 年 1 月には泥炭地に該当していた土地（ただし、当該原材料の耕作および収穫が、以前は排水されていなかった土壌の排水を伴わないという証拠が提示されない限り）。

3.1.24 ヒースランド

低く覆われた植生で、灌木、矮性低木（ヒース、イバラ、エニシダ、ハリエニシダ、キバナフジなど）、および草本植物が優占し、発達の極相期を形成している。

「ヒースランドという用語については、この定義以外に国レベルでの定義が存在する場合は、国レベルの定義が適用される。

出典：EU Copernicus

3.1.25 生物多様性に富む森林およびその他の樹木地

生物種が豊富で、劣化しておらず、関係当局によって生物多様性に富んでいると特定された土地。

注 1：「劣化していない」とは、例えば過放牧、植生への機械的損傷、土壌浸食、土壌の質の低下などによる長期的な生物多様性の喪失が特徴付けられていない土地を意味する。

(委員会規則(EU) No 1307/2014)

注 2：「種が豊富」とは、以下のものを意味する。

- a) 国際自然保護連合（IUCN）レッドリスト絶滅危惧種、絶滅危惧種、または脆弱種（国際自然保護連合レッドリスト、または国内法で定められている、もしくは原材料の原産国において権限のある国内当局によって承認されている、種または生息地に関する同様の目的を持つその他のリストに分類される種）にとって重要な生息地。
 - b) 固有種または分布域が限られている種にとって重要な生息地。
 - c) 種内遺伝多様性にとって重要な生息地。
 - d) 世界的に重要な渡り性種または群生性種が集中する生息地。
 - e) 地域的または国家的に重要な、または極めて絶滅の危機に瀕している、もしくは特異な生態系
- (EU 委員会規則第 1307/2014 号)

3.1.26 生物多様性に富んだ草原

1 ヘクタールを超える草地で、次の条件を満たすもの：

- a) 自然、すなわち、人間の介入がなければ草地であり続けるであろう草地であり、自然の種構成、生態学的特性およびプロセスを維持するもの。または
- b) 非自然、すなわち、人間の介入がなければ草地ではなくなるであろう草地であり、種が豊富で劣化しておらず、関係当局によって生物多様性に富む草地と特定されているもの。ただし、原材料の採取が、生物多様性に富む草地としての地位を維持するために必要であるという証拠が提示されるものは除く。

注 1： EU 委員会は、高度に生物多様性に富む草地という用語が適用される草地を決定するための基準をさらに規定する実施法令を採択することができる。

注 2： 草地のままである土地、または人為的介入がなければ草地であったであろう土地で、規則(EU) No 1307/2014 に列挙された地理的範囲のいずれかに位置する場合、その土地は自然で生物多様性に富む草地とみなされる。

注 3： 「劣化していない」とは、例えば過剰放牧、植生への機械的損傷、土壌浸食、土壌の質の低下などによる長期的な生物多様性の喪失を特徴とする土地ではないことを意味する。

(委員会規則(EU) No 1307/2014)

注 4： 「種が豊富」とは、以下のものを意味する

- a) 国際自然保護連合（IUCN）レッドリスト絶滅危惧種、絶滅危惧種、または脆弱種（国際自然保護連合レッドリスト、または国内法で定められている、もしくは原材料の原産国において権限のある国内当局によって承認されている、種または生息地に関する同様の目的を持つその他のリストに分類される種）にとって重要な生息地。
- b) 固有種または分布域が限定されている種にとって重要な生息地。
- c) 種内遺伝子の多様性にとって重要な生息地。
- d) 世界的に重要な渡り性種または群生性種が集中する生息地。
- e) 地域的または国家的に重要または極めて絶滅の危機に瀕しているもしくは特異な生態系。

(EU 委員会規則第 1307/2014 号)

注 5： 「人為的介入」とは、「管理された放牧、草刈り、伐採、収穫、または焼却」を意味する。

注 6： 欧州連合（EU）の以下の地理的範囲に特定される**草地**は、常に生物多様性の高い草地とみなされる。

- a) 理事会指令 92/43/EEC 附属書 I に記載されている生息地。
- b) 指令 92/43/EEC 附属書 II および IV に記載されている、EU の関心のある動植物種にとって重要な生息地。指令 2009/147/EC 附属書 I に記載されている野鳥種にとって重要な生息地。

3.1.27 設備

電気、暖房または冷房の生産単位。バイオ燃料、輸送部門で消費されるバイオガス、バイオリキッドの物理的生産、および**バイオマス燃料**からの冷暖房および電力の物理的生産が開始された時点で、設備は稼動しているとみなされなければならない。

3.1.28 法的前任者

法的には新しい事業者にとって代わられたが、その所有権、経営の構成、作業方法、活動範囲に関して実質的な変更がないか、表面的な変更のみが行われた**経済事業者**。

3.1.29 レベル A

伐採国、および該当する場合は**森林バイオマス**が伐採された準国地域が、伐採地域に適用される法令規則を有し、国および準国地域における法令規則の実施と執行を確実に監視するシステムが存在することの証明。

さらに、レベルAの証明は、その国が国レベルで土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）の基準を遵守していることも意味する。

3.1.30 レベル B

森林調達地域レベルでの **REDⅢ持続可能性基準**の遵守を示す証明。

注：レベル B の証明は、特定の国または特定の **REDⅢ持続可能性基準**について、**レベル A** の証明が存在しない場合に適用される。

3.1.31 リグノセルロース系材料

森林、木質エネルギー作物、森林産業の残渣や廃棄物から得られるバイオマスなどのリグニン、セルロース、ヘミセルロースからなる物質。

3.1.32 長期生産能力

森林の健全性と、様々な品質等級の木材や非木材林産品、大気や水の浄化、野生生物の生息地の維持、レクリエーションや文化資本を含む生態系サービスなどの産品を、長期にわたって、場合によっては数回にわたる林業の輪伐期をまたいで、継続的かつ持続的に供給する森林の能力。

3.1.33 国レベルでの LULUCF 基準

REDⅢ第 29 条(7)の(a)に規定されている基準：

- a) **森林バイオマス**の原産国または原産地域経済統合組織が以下のいずれかに該当すること：
 - i. パリ協定の締約国であること。
 - ii. 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に国が決定する貢献（NDC）を提出し、当該 NDC に農業、林業及び土地利用からの排出と除去が含まれており、バイオマス伐採に伴う炭素蓄積量の変化が、NDC に規定された温室効果ガス排出削減・制限のコミットメントに確実に参入されていること。又は
 - iii. パリ協定第 5 条に基づき、伐採地域で適用される、**炭素蓄積と吸収源**を保全・強化し、報告された LULUCF セクターの排出量が除去量を上回らないことを証明するための国レベルまたは準国レベルの法律が整備されていること。

3.1.34 調達地域レベルの LULUCF 基準

REDⅢ第 29 条(7)の(b)に規定されている基準：

- b) 上記(a)に記載される証拠がない場合であって、森林の炭素蓄積量と吸収量が長期的に維持または強化されるような管理システムが森林の調達地域レベルで構築されている場合には、**森林バイオマス**から生産されたバイオ燃料、バイオリキッド、**バイオマス燃料**は、REDⅢ第 29 条第 1 項第 1 号の(a)、(b)、(c)に記載される目的のために、考慮されなければならない。

3.1.35 重大な不適合

REDⅢ及び**ボランタリースキーム**の義務的要求事項の不遵守で、その**不適合**が可逆的であり、繰り返し発生し、システム上の問題を明らかにする可能性があるもの、または単独で、あるいはさらなる不適合と組み合わせあって、根本的なシステム不全をもたらす可能性があるもの。

3.1.36 調達地域管理システム

テキスト、地図、表、グラフの形式を含む、調達地域レベルの森林地域について収集した情報、森林資源管理または開発目標を達成するために計画・実施された戦略や管理活動。

注：調達地域レベルで収集された情報は、組織の管理システム、つまり、方針と目的、及びそれらの目的を達成するためのプロセスを確立するための、**組織**における相互に関連し、又は相互作用する一連の要素に反映される。「管理システム」とは、バイオマスの調達が第 29 条(6)(b)及び第 29 条(7)(b)に定義される森林調達地域レベルの持続可能性基準を遵守していることを証明するために**経済事業者**が運営する情報管理システムを意味する。管理システムは、持続可能性基準(PEFC ST 5002 に詳述)に関連し、調達地域の森林管理者/所有者 により適用され、また適用される予定の管理手法を文書化しなければならない。ほとんどの場合、**経済事業者はバイオマスの供給元**となる森林を管理する法的権限を持たないため、管理システムを森林管理システムと混同してはならない。管理システムは、リスクベースのアプローチを通じて、すべての持続可能性基準への適合を証明するために必要な情報が経済事業者によって収集、検証、評価、安全に保管され、マスマランスの CoC を用いてサプライチェーンの下流へ適切に受け渡されることを保証するものである。このシステムは、正確で信頼性が高く、不正行為から保護されている必要があり、これには、委託物やその一部が**廃棄物**や**残渣**となるような、意図的な変更や廃棄が行われないことを保証するための検証も含まれる（RED III 第 30 条(3)）。（出典：RED II BIO, 2.2.2 and 2.2.3）。

3.1.33 (原文のまま) マスマランスシステム

RED III の第 30 条(1)に記載されているマスマランスシステムは、RED II の「持続可能特性」が「物理的供給」に割り当てられて保持されるシステムを説明している。これは、サプライチェーンの各段階において、販売される材料が持ち込まれた材料と全体として同じ RED III の持続可能特性を持つ限り、すなわち、単位入力＝単位出力（換算係数を考慮する）である場合、異なる RED III 持続可能特性を有する材料を物理的に混合することが可能であることを意味する。RED III の持続可能特性は、混合物から取り出された材料に柔軟な方法で割り当てることができる。マスマランスシステムは次の各事項が適用される：

- a) **持続可能性**と **GHG 排出削減の特性**が異なる原材料や燃料の委託物を、コンテナ、加工・物流施設、流通インフラ、現場などで混合することが許容される。
- b) エネルギー含有量の異なる原材料の委託物をさらなる加工・処理のために混合することが認められる。ただし、エネルギー含有量に応じて委託物のサイズを調整することを条件とする。
- c) (a)で言及された委託物の**持続可能性**、**GHG 排出削減の特性**およびサイズに関する混合物に割り当てられた情報を保持する必要がある。及び、
- d) 混合物から取り出されるすべての委託物の合計が、混合物に加えられるすべての委託物の合計と同じ持続可能特性を同じ量だけ持つものとして示され、このバランスが適切な期間にわたって達成される必要がある。

注 マスバランスシステムは、PEFC ST 5002 に特有の、追加的かつ別個の CoC 方法である。

3.1.38 軽微な不適合

影響が限定的で、単発のまたは一時的な違反であり、システム上の不適合ではなく、是正されなくても根本的な不全につながらない**不適合**。

3.1.39 更なる加工を目的とした原料の混合

バイオ燃料、バイオリキッド、**バイオマス燃料**の製造のみを目的とした原材料の物理的混合

3.1.40 自然障害

森林において著しい排出を引き起こす人為的でない事象または状況であって、その発生が当該加盟国の統制の及ばないもの。かつその影響が当該加盟国に及ぼすものである場合。発生後であっても、加盟国が排出量を著しく制限することが客観的に不可能な事象または状況。

3.1.41 不適合

組織または**認証機関**が加盟している、またはその下で運営している**ボランタリースキーム**によって確立された規則および手順の、組織や認証機関による不遵守。

3.1.42 老齢林（オールドグロース林）

原生林または同種の未攪乱林における後期の連続的発達段階に通常伴う自然のプロセス、構造、および動態を通じて、主に発達した在来樹種からなる森林の林分または地域。過去の人間活動の痕跡が見られる場合もあるが、徐々に消失しつつあるか、または自然プロセスを著しく攪乱するには規模が小さすぎる。

「老齢林」の定義が国レベルで利用可能な場合は、国レベルの定義を使用する。

出典：欧州委員会（2023 年）。委員会職員作業文書、「EU の原生林および老齢林の定義、マッピング、モニタリング、および厳格な保護に関する委員会ガイドライン」。SWD（2023 年）62 最終版。

3.1.43 PEFC 認可団体

PEFC 評議会に代わって PEFC スキームの運営を行う権限を PEFC 評議会により与えられた団体。

注 認可団体とは、当該国内で活動する **PEFC 国別管理団体**、または PEFC 評議会から PEFC スキームの運営を認可されたその他の団体のことである。

3.1.44 PEFC 国内管理団体(PEFC NGBs)

PEFC NGB は、当該国において PEFC システムを開発し、実施するために設立された独立した国内組織です。PEFC NGB のリストと連絡先は [PEFC のウェブサイトに掲載されている](#)。

3.1.45 PEFC REDⅢ認定機関

PEFC REDⅢ 認定機関：PEFC 理事会により、PEFC 理事会に代わって **PEFC RED III スキーム**の運営業務を実施する権限を付与された機関。

注 1：認可機関は、自国内で活動する **PEFC 国家統括機関（PEFC NGB）** か、PEFC 評議会から PEFC または **PEFC REDⅢスキーム**の運営を認可された他の機関のいずれかである。

注 2：PEFC 評議会が **PEFC REDⅢ認定機関**を認定していない国においては、PEFC 評議会事務局が PEFC 評議会に代わって、PEFC REDⅢ認定機関に割り当てられた業務を遂行する。注記 2：PEFC 評議会が PEFC REDⅢ認可機関を認可していない国においては、PEFC 評議会事務局が PEFC 評議会に代わって PEFC REDⅢ認可機関に割り当てられた業務を遂行する。

3.1.46 プランテーション森林

集中的に管理された人工林で、植栽時および林分成熟時に、1 種または 2 種、均等な年齢層、一定の間隔といった基準をすべて満たすもの。木材、繊維、エネルギーのための短期輪伐プランテーションを含み、保護や生態系回復のために植林された森林や、成林時に自然再生林に似ている、または似ているであろう植林や播種によって設立された森林は除外される。

3.1.47 人工林

植栽および/または意図的な播種により育成された樹木から構成される森林で、植栽または播種された樹木が成熟時に生育株の 50%以上を占めると予想されるもの。

3.1.48 原生林

人間活動の痕跡がはっきりと目に見えず、生態学的プロセスが大きく妨げられていない、在来樹種が自然に更新されている森林。

3.1.49 再認証審査

ボランティアスキームの枠組み内で**認証機関**が発行した認証の更新を目的とする審査。

3.1.50 承認された国の制度

REDⅢ第 30 条 6 項に基づき承認された国内制度。

3.1.51 承認されたボランタリースキーム

REDⅢ第 30 条 4 項に基づき承認されたボランタリースキーム：

欧州委員会は、バイオ燃料、バイオリキッド、**バイオマス燃料**、または第 27 条(1)の(b)に言及する分子への算入が可能なその他の燃料の生産に関する規格を制定する国内または国際的なボランタリースキームが、第 25 条(2)及び第 29 条(10)の目的のために、温室効果ガス排出削減量に関する正確なデータを提供していること、第 27 条(3)及び第 28 条(2)及び(4)への適合を証明していること、若しくはバイオ燃料、バイオ液体又は**バイオマス燃料**の委託物の第 29 条(2)から(7)に規定される持続可能性基準への適合を証明していることを決定できる。第 29 条(6)および(7)に規定された基準を満たしていることを証明する場合、事業者は、必要な証拠を調達地域レベルで直接提出することができる。欧州委員会は、第 29 条(3)項第 1 号(c)(ii)の目的のために、国際協定で認められた、または政府間組織もしくは国際自然保護連合 (IUCN) が作成したリストに含まれる、希少な、絶滅のおそれのある、もしくは絶滅の危機に瀕した生態系または種の保護のための地域を認定することができる。欧州委員会は、これらのスキームが、土壌、水、大気の保護、劣化した土地の回復、水が不足している地域における過剰な水の消費の回避、間接的な土地利用変化リスクの低いバイオ燃料、バイオリキッド、**バイオマス燃料**の認証のために取られた措置に関する正確な情報を含めることを決定することができる。

注： PEFC が欧州委員会からボランタリースキームとして承認されるために作成した一連の技術文書 (PEFC ST シリーズ(PEFC ST5002、5003 及び 5004)、スキーム所有者レベルにおける REDⅢ 要求事項への PEFC の準拠に関する追加 TD)が、PEFCREDⅢスキームを構成している。

3.1.52 REDⅢ認証書

経済事業者が REDⅢの要求事項を遵守していることを証明する、**ボランタリースキーム**の枠組みにおける**認証機関**による適合性宣言。

注： REDⅢ の下、欧州委員会が承認した PEFC **ボランタリースキーム**の枠組みの中で、**経済事業者**が REDⅢ の要求事項に適合していることを証明する**認証機関**による適合性宣言は、PEFC REDⅢ 認証と呼ばれる。有効な PEFC REDⅢ 認証を保有する組織は PEFC REDⅢ 認証取得組織と呼ばれる。

3.1.53 REDⅢ 製品グループ

原材料、バイオ燃料、バイオリキッド、物理的・化学的特性が類似し、発熱量が類似する非ガス状**バイオマス燃料**、またはガス状**バイオマス燃料**、および化学的特性が類似する LNG で、再生可能エネルギー目標達成に向けたバイオ燃料、バイオリキッド、**バイオマス燃料**の寄与を決定するために、REDⅢの第 7 条、第 26 条、第 27 条に規定される同じ規則の対象となる全てのもの。

注: LNG は液化天然ガスの略。

3.1.54 REDⅢ持続可能性基準

REDⅢの持続可能性基準は、REDⅢの第 29 条(2)から(7)に定められている。**森林バイオマス**から生産されるバイオ燃料、バイオリキッド、**バイオマス燃料**に適用される REDⅢの持続可能性基準は、REDⅢの第 29 条(6)と(7)に定められている。これらは、伐採レベルの REDⅢ持続可能性基準と、炭素と吸収源の維持・強化レベルの REDⅢ持続可能性基準に分かれている。

収穫レベルでは、REDⅢの持続可能性基準は以下のように要約できる：

- a) 伐採作業の合法性
- b) 伐採地の**森林再生**
- c) 湿地、草原、ヒースランド、泥炭地を含む、自然保護を目的とした国際法または国内法、あるいは関係当局によって指定された地域は、生物多様性の保全と生息地の破壊防止を目的として保護される。
- d) 伐採は土壌の質と生物多様性の維持に配慮し、持続可能な森林管理の原則に従い、切り株や根の伐採、原生林や原生林の劣化、人工林への転換、脆弱な土壌での伐採を避け、悪影響を防ぐことを目的として実施されること、伐採は、森林が所在する国で定義された大規模皆伐の最大閾値、および地域的・生態学的に適切な枯れ木搬出の保持閾値を遵守し、土壌圧縮を含む土壌の質、および生物多様性の特徴や生息地に対する悪影響を最小限に抑える伐採システムを使用するための要件を遵守して実施すること。
- e) 伐採が森林の**長期的な生産能力**を維持または向上させる地域
- f) 森林バイオマスは、その土地に由来するものではない：
 - 2008 年 1 月以降に、原生林、在来種のその他の森林地の地位を有しており、そこでは人間の活動がはっきりと目に見える形で示されておらず、生態学的プロセスが大幅に攪乱されていない、原生林、生物多様性の高い草地、およびヒースランド；
 - 2008 年 1 月以降に、生物多様性の高い森林およびその他の森林地の地位を有していた。ただし、その原材料の生産が、それらの自然保護目的を妨げなかったという証拠が提出された場合はこの限りでない。

- 2008 年 1 月に湿地の地位を有していたが、現在はその地位を有していない。または
- 2008 年 1 月に泥炭地の地位を有していた。ただし、その原材料の栽培および収穫が、以前は排水されていなかった土壌の排水を伴わないという証拠が提出された場合はこの限りでない。

注：RED III 指令に従い、森林バイオマスからバイオ燃料、バイオリキッド、バイオマス燃料を生産する施設は、RED III の第 30 条(3)に従って実施される監査のために、森林バイオマスが(vi)で言及された土地から調達されたものではないことを、企業レベルの内部プロセスに裏打ちされた保証書として発行することが要求されている。これは本規格の 4.1.8 で要求されている。

炭素と吸収源レベルの維持において、RED III の持続可能性の基準は次のように要約できる：

- a) **森林バイオマスの**原産国または原産地域経済統合組織が次のいずれかである：
 - i. パリ協定の締約国である；
 - ii. 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）に国が決定する貢献（NDC）を提出し、当該 NDC に農業、林業及び土地利用からの排出と除去が含まれており、バイオマス伐採に伴う炭素蓄積量の変化が、NDC に規定された温室効果ガス排出削減・制限のコミットメントに確実に算入されていること。 または、
 - iii. パリ協定第 5 条に従い、伐採地域で適用される、炭素蓄積と吸収源を保全・強化し、報告される LULUCF セクターの排出量が除去量を上回らないことを証明するための国レベルまたは準国レベルの法律が整備されていること。

- b) 上記(a)の証拠が入手できないときは、**森林バイオマス**から生産されるバイオ燃料、バイオリキッド及び**バイオマス燃料**は、森林認証地域レベルにおいて森林の炭素蓄積量及び吸収量が長期的に維持もしくは強化されるような管理システムが構築されている場合、RED III 第 29 条第 1 項第 1 号(a)、(b)及び(c)に掲げる目的のために考慮されなければならない。

注：この定義で言及されている RED III の条文には、より詳細な情報が含まれている。またこれらの条文には、これらの基準が組織によってどのように実施されうかについても規定されている。PEFC ST 5002 の目的のために、それらを要約したものであり詳細については直接 RED III を参照のこと。

3.1.55 残渣

生産工程が直接生産しようとする最終製品ではない物質。生産工程の主要な目的物ではなく、また、生産工程がそれを生産するように意図的に変更されたものでもない。

3.1.56 第三者監査

最初の集積地を管理する**経済事業者**による供給業者の監査。第二者の監査プロセスも、最初の収集ポイントの第三者の監査でカバーされる。

第三者監査の例：森林バイオマスの供給者が **RED III 持続可能性基準**への準拠を示すために第 1 集積地点に提出する追加証拠の評価。

3.1.57 サイト

地理的な地点、物流施設、輸送、又は流通インフラで、その中で製品を混合できる正確な境界を持つもの。

注：異なる物理的サイトに位置する組織単位は、独自の購買、加工、販売機能を持たない拡張部分であれば、一つのサイトの一部とみなすことができる（例えば、遠隔地の保管施設）。ただし、1 つのサイトが複数の法人を包含することはできない。外部委託契約に基づき使用される下請け業者（例：外部委託倉庫）は、サイトには分類されない。

3.1.58 調達地域

森林バイオマス原材料が調達される地理的に定義された地域であり、信頼できる独立した情報が入手可能で、**森林バイオマス**の持続可能性と合法性の特性のリスクを評価するのに十分なほど条件が均一である地域。

注：1 つの調達地域は、1 つまたは複数の PEFC SFM 認証地域（認証地域）から構成されることができる。認証地域とは、PEFC SFM 規格（PEFC ST 1003）に従った SFM システムによってカバーされている森林地域である。PEFC ST 5002 の第 6 章に従った**レベル B**の証拠要求事項は、調達地域または認証地域で実施される。

3.1.59 切り株と根

切り株の高さを、当該国または地域における通常の伐採方法のもとで伐採される高さとし、樹木全体の体積から、切り株より上部の**木質バイオマス**を除いた部分。

3.1.60 支援スキーム

EU 加盟国または EU 加盟国グループによって適用される、再生可能エネルギーのコスト削減、販売価格の引き上げ、再生可能エネルギー義務またはその他の手段による購入量の増加により、再生可能エネルギー源のエネルギー利用を促進するあらゆる制度、スキームまたはメカニズムであって、投資援助、免税または減税、税還付、グリーン証書によるものを含む再生可能エネルギー義務支援制度、固定価格買取制度やスライド制または固定プレミアム制を含む直接価格支援制度を含むがこれらに限定されない。

3.1.61 定期審査

ボランタリースキームの枠内で**認証機関**が発行した認証について、認証後、**再認証審査**以前に行うフォローアップ審査で、四半期ごと、半年ごと、または毎年実施される。

3.1.62 一時停止された認証

認証機関が特定した**不適合**により、または**経済事業者**の自発的な要請により、一時的に無効となる認証。

3.1.63 持続可能性と温室効果ガス(GHG)排出削減の特徴

バイオ燃料、バイオリキッド及び**バイオマス燃料**の持続可能性及び GHG 排出削減基準、又は非生物起源の再生可能な液体及び気体輸送燃料並びにリサイクル炭素燃料に適用される GHG 排出削減要求事項に当該委託物が適合していることを示すために必要な、原材料又は燃料の委託物を説明する一連の情報。

3.1.64 終了した認証

有効期間内に自主的に取り消された認証。

3.1.65 第三者審査

審査の対象となる**組織**から独立した第三者による**経済事業者**の審査。

3.1.66 標準値

欧州連合の消費を代表する特定のバイオ燃料、バイオリキッド、バイオマス燃料の製造経路における温室効果ガス排出量と温室効果ガス排出削減量の推計値。

3.1.67 ボランタリースキーム

REDⅢ、および炭素蓄積量の多い土地への生産面積の大幅な拡大が観察される高 ILUC リスク原材料の決定並びに低 ILUC リスクのバイオ燃料、バイオリキッドおよび**バイオマス燃料**の認証に関する委任規則（EU）2019/807 に規定される持続可能性および GHG 削減基準を含むが、これに限定されない基準および規則への**経済事業者**の適合を認証する**組織**。

3.1.68 廃棄物

廃棄物とは、保有者が廃棄物に関する指令 2008/98/EC の第 3 条(1)に規定されるところに従い、廃棄するまたは廃棄する意向がある、もしくは廃棄する必要がある物質または物体を意味する。ただし、この定義を満たすために意図的に変更または汚染された物質を除く。

3.1.69 湿地

湿地、湿原、泥炭地、または水域。自然か人工か、恒久的か一時的かを問わず、水は静水または流動水、淡水、汽水または塩水であり、干潮時の水深が 6 メートルを超えない海水域を含む。

注：湿地生態系は、恒久的に、数年または数十年にわたり、あるいは年間の大部分において、水没または水飽和状態にある。定義の適用にあたっては、年間の季節変化を反映する必要がある。

出典：ラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約、1971年）

3.1.70 取り消された認証

認証機関またはボランタリースキームによって永久的に取り消された認証。

4. REDⅢ 指令第 29 条(6a)及び(7a)に従ったレベル A リスク 評価の開発と PEFC による承認の要求事項

4.1 一般的事項

- 4.1.1** 本章では、**REDⅢの持続可能性基準(レベル A)**への適合を確認するためのリスクアセスメントを、国または準国レベルで開発するための要求事項を定義する。
- 4.1.2** リスクアセスメントは、**REDⅢ の持続可能性基準**への適合を評価するために、国または準国レベルで、伐採基準および炭素蓄積・吸収量基準(LULUCF)に対して実施されなければならない。
- 4.1.3** 一つのリスクアセスメントで、**レベル A**については、伐採に関する **REDⅢの持続可能性基準** (指令(EU)2023/2413、第 29 条(6 a))と、炭素蓄積量と吸収源レベルに関する **REDⅢの持続可能性基準**(LULUCF 基準、指令(EU)2023/2413、第 29 条(7 a))の両方をカバーすることもできるし、**REDⅢの持続可能性基準**のこれら二つの部分のうちの一つだけをカバーすることもできる。
- 4.1.4** PEFC は、リスクアセスメントの範囲が、伐採に関する **REDⅢ の持続可能性基準**、および／または炭素蓄積と吸収のレベル(LULUCF)のいずれかをカバーし、そのスキームが当該範囲について欧州委員会によって承認されている場合、他の**承認ボランタリースキーム**または**承認国家システム**によって実施されたリスクアセスメントを承認する。
- 例：**承認された自主的な制度または国の制度については、欧州委員会の自主的な制度のウェブページ参照
- 注：**PEFC によって認められた他の**承認ボランタリースキーム**または**承認国家システム**によって実施されたリスクアセスメントは、PEFC ウェブサイトで入手可能である。

4.2 伐採に関するリスクアセスメントの内容、REDⅢ 指令第 29 条(6a)

- 4.2.1** リスクアセスメントは、伐採区域に適用される法律が存在し、次のことを証明する、正確かつ最新の、検証可能な証拠を提供しなければならない：
- a) 伐採作業の合法性。これは、伐採が**伐採国**で適用される法律を遵守している証拠を提出することで証明されなければならない。

注：EUTR 規則第 2 条(h)に規定されているように、木材および木材製品を市場に流通させる**組織**の義務を定めている。

- b) **森林再生**。これは、適用される法律が自然再生または人為的再生、あるいはその両方の組み合わせを要求しており、関連する国内法に従って適切な期間内に同じ地域に新たな森林を確立することを目指すという証拠を提出することで証明することができる。
- c) **湿地、湿地、泥炭地**を含め、自然保護を目的として国際法や国内法、または関係当局によって指定された地域が効果的に保護されていること。
- d) 森林伐採が土壌の質や生物多様性への悪影響を最小限に抑える方法で行われており、適用される法律、または関連する森林管理規則の証拠を提出することで証明できること。
- e) **原生林、老齢林**および 4.2.2 c)の保護地域が、プランテーション森林に転換されていないこと。これには、再生された森林がその土地に適した十分な量の植物種や木本種を保護することが含まれるが、これに限定されるべきではない。
- f) 土壌の質への悪影響（土壌の圧縮など）を最小限に抑える伐採システムの使用と、**脆弱な土壌での伐採の回避による土壌保護**。
- g) 大規模皆伐における各国固有の最大基準を遵守した伐採と、生物多様性の特徴と生息地への悪影響を最小限に抑える伐採システムの使用による生物多様性と生息地を保護。
- h) **切り株や根**の伐採を避け、枯れ木を保管するための地域的かつ生態学的に適切な基準に従った伐採
- i) 森林バイオマスが伐採される森林は、2008 年 1 月以降、当該土地が現在も以下のいずれかのステータスを維持しているか否かに関わらず、以下のいずれかのステータスを有していた土地に由来するものではないこと。
 - i. **原生林**及び在来種のその他の樹木が生育する土地で、人間の活動が明確に認められず、生態系プロセスが著しく攪乱されていないもの及び老齢林

注：原生林および原生林は、RED III 第 29 条(3)(a)項において「立ち入り禁止」地域と定義されており、これらの地域での伐採は絶対的に禁止されていると解釈されるべきである。

第 29 条(6)(a)(iv)および第 29 条(6)(b)(iv)におけるこれらの地域への言及は、第 29 条(3)(a)項と併せて解釈されるべきである。第 29 条(6)(a)(iv)および第 29 条(6)(b)(iv)における言及は、持続可能な伐採慣行の説明として解釈されるべきである。これらの地域は、森林（および農業）バイオマスをこれらの地域から調達してはならないという具体的かつ絶対的な規則の例外として解釈されるべきではない。（出典：欧州委員会からの RED II 承認スキームへの通知。内容：スキーム文書と 2024 年 11 月 12 日付改正指令(EU) 2018/2001(「RED III」)における新要求事項との整合について)

ii. **生物多様性に富んだ森林およびその他樹木地**において、種が豊富で劣化しておらず、関係当局によって生物多様性に富んでいると特定されているもの。ただし、当該原材料の生産が自然保護の目的を妨げていないという証拠が提示されている場合を除く。

iii. **生物多様性に富んだ草地**

iv. **ヒースランド**

- j) 森林バイオマスが伐採される森林は、2008 年 1 月に湿地であったが、現在はその地位を失っている土地に由来するものではないこと。
- k) 森林バイオマスが伐採された森林が、以前は排水されていなかった土壌の排水を伴わないという証拠が提示されない限り、2008 年 1 月に**泥炭地**であった土地に由来するものではないこと。
- i) 森林バイオマスからバイオ燃料、バイオ液体、バイオマス燃料を生産する施設が、RED III 第 30 条(3)に基づいて実施される監査のため、企業レベルの内部プロセスに裏付けられた保証書の発行により、森林バイオマスが 4.2.1 項 i、j、k に規定する土地から供給されていないことを保証すること
- m) 森林の**長期的な生産能力**が維持または向上していることは、記録された森林病虫害、暴風雨、その他の自然攪乱により一時的に正当化される場合を除き、国または準国レベルで適用される法律により、年平均データに基づき、伐採が関連する国家法令に従った適切な期間における年間成長量を超えないことを保証している証拠を提出することで証明できる。その証明には、公的または民間の森林インベントリデータ、国有林インベントリ報告書、準国家レベルの同様のインベントリ報告書を用いることができる。

(出典:欧州議会及び理事会指令(EU)2018/2001 の第 29 条に規定された森林バイオマスの持続可能性基準の遵守を実証するための証拠に関する運用ガイダンスの確立に関する欧州委員会実施規則(EU)第 3 条)

4.2.2 決められた国の森林関連法制が異なる政府レベルで管理されている場合、該当する各レベルをそれぞれ考慮しなければならない。法律が異なる政府レベルで管理されている場合、国全体としては、それぞれの基礎となる地域にその基準に適合する法律が存在する場合にのみ、基準をパスすることができる。

4.2.3 リスクアセスメントは、4.2.2 で言及された各項目について、国および準国の法律の、モニタリング、実施、執行を確保するためのシステムの存在について、以下の要素に関する情報を含め、正確かつ最新の、検証可能な証拠を提供しなければならない：

- a) モニタリングを実施する権限のある当局
- b) 実施と執行

- c) 違反に対する罰則
- d) 決定に対する不服申し立て制度
- e) 情報公開

4.2.4 リスクアセスメントには、4.2.2 で言及された国内及び／又は準国内の法令の執行が著しく欠如していないことの検証を含まなければならない。リスクアセスメントは、4.2.2 で言及された国内法または準国家法の執行の欠如を詳述した、国内または国際的な政府機関により作成された法的評価および報告書を考慮に入れなければならない。

注：モニタリングと執行の基準は、以下の場合に満たされると考えられる：

- a) 関連する法令に、モニタリングと執行に関する義務的規定が含まれている。これには、法令をモニタリングし執行する主務官庁が関連法令に規定されていること、違反した場合に執行される処罰が規定されていることが含まれる(情報源は、関連する国内法／規則である)。
- b) 例えば、森林の執行当局の広範な腐敗や、継続的な違法行為への未対処が原因となっているような、重大かつ組織的な執行の欠如について、国際機関や各国政府組織からの裏付けのある警告や証拠がない。情報源として考えられるのは、UNEP-WCMC の第三国向けブリーフィングノートや、EU 加盟国向けの欧州委員会の違反手続きなどの国際的な政府機関からの報告書や、各国政府の情報源があり得る。

(出典：REDIIBIO)

4.2.5 欧州委員会が EU 加盟国に対し、関連する EU 法に基づいて提起した現在進行中の侵害手続きも考慮されなければならない。欧州議会および理事会規則(EU)No 995/2010 のような関連する EU 法違反に対する EU 加盟国に対する司法裁判所の判決が存在する場合は、法執行の欠如の証拠とみなされなければならない。

4.2.6 リスクアセスメントの実施に使用される情報源および情報は、最新のものでなければならない。さらに、情報源及び情報は、正確で、信用でき、信頼でき、調査した基準に関連するものでなければならない。

4.2.7 リスクアセスメントは、記載された基準ごとに個別に実施し、基準ごとに個別にリスクを低リスクまたは高リスクに分類しなければならない。

4.2.8 伐採基準については、リスクアセスメントの結果、アセスメント対象地域において、**森林バイオマス**が伐採レベルで **REDⅢ持続可能性基準**に適合して生産されないリスクは、法律が整備され、そのモニタリング、実施、執行のためのシステムがあり、法執行が著しく欠如している証拠がないことにより最小化されると結論づけられた場合、低リスクと判定される。

4.2.9 国または準国レベルでのリスクアセスメントが、一つまたは複数の伐採基準について高リスクと結論づけた場合、リスクアセスメントは国または準国レベルでの該当する PEFC 承認森林管理規格の評価に拡大され、「高リスク」の伐採基準の遵守が PEFC 承認森林管理規格によって十分に対処されているかどうかの結論を含まなければならない

表 1：国家法または地方法（レベル A）を通じて伐採基準への遵守を証明するためのチェックリスト
持続可能性基準は略称で参照されているが、REDII の文言が公式の参照基準となっていることに注意すること

RED II 基準		要求事項	証拠/検証済み情報 の種類	想定される情報源
29.6a(iii)	保護区域	法律	・ 関連する法令が保護区域の要件を遵守していることを示す法的分析	・ 林業分野の法律については、公式の国内法規集やデータベース、または国連 FAO の FAOLEX データベース（環境、林業、土地・土壌、農業、天然資源管理などに関する国内法、政策、二国間協定など）で確認できる https://www.fao.org/faolex/en/ ・ 欧州環境機関（EEA）加盟 38 カ国を対象とした指定地域に関する共通データベース https://www.eea.europa.eu/en/datahub/datahubitem-view/f60cec02-6494-4d08-b12d17a37012cb28 ・ 世界保護地域データベース（WDPA）には、世界のほとんどの国における保護地域の効果的な管理に関する報告書が含まれている http://www.protectedplanet.net
29.6a(iii)	保護区域	監視/法執行	・ 関連する森林法に、保護区域に対する監視および法執行に関する要件が含まれていることを示す法的分析	林業分野の法律については、公式の国内法規集やデータベース、または国連 FAO の FAOLEX データベース（環境、林業、土地・土壌、農業、天然資源管理などに関する国内法、政策、二国間協定など）で確認できる https://www.fao.org/faolex/en/

			国内または国際政府機関から、重大な法執行の欠如が継続していることを示す証拠が存在しないことの証明	• UNEP-WCMC による EUTR の実施に関する報告書 https://resources.unep-wcmc.org/products/WCMC_RT093 • 世界保護地域データベース（WDPA）には、世界のほとんどの国における保護地域の効果的な管理に関する報告書が含まれている • 世界銀行、FAO、UNEP などの国内政府または国際的な政府間機関からのその他の最新かつ関連する公式情報
29.6a(iv)	土壌の質と生物多様性の維持	法律	• 関連法令が土壌の質と生物多様性の基準の維持に準拠していることを示す法的分析	• 林業分野の法律は、各国の法律データベース、または環境、林業、土地・土壌、農業、天然資源管理などに関する各国の法律、政策、二国間協定を収録した国連 FAO FAOLEX データベースで確認できる https://www.fao.org/faolex/en/
29.6a(iv)	土壌の質と生物多様性の維持	監視/法執行	• 関連する森林法に、保護地域に対する監視及び法執行に関する要求事項が含まれていることを示す法的分析	• 林業分野の法律は、各国の法律データベース、または環境、林業、土地・土壌、農業、天然資源管理などに関する各国の法律、政策、二国間協定を収録した国連 FAO FAOLEX データベースで確認できます。 https://www.fao.org/faolex/en/
			• 国内または国際政府機関から、重大な法執行の欠如が継続していることを示す証拠がないことを証明すること	• UNEP-WCMC による EUTR 実施に関する報告書 https://resources.unep-wcmc.org/products/WCMC_RT093 • 世界銀行、FAO、UNEP などの国内政府または国際的な政府間機関からのその他の最新かつ関連する公式情報
29.6a(v)	長期的な生産能力	法律	• 関連する法令が長期的な生産能力基準を遵守してい	• 林業分野の法令は、各国の法令データベース、または国連 FAO FAOLEX データベース（環境、林業、土地・土壌、農業、天然資源

			ることを示す法的分析	管理などに関する各国の法令、政策、二国間協定を収録)で確認できる。 https://www.fao.org/faolex/en/
29.6a(v)	長期的な生産能力	監視/法執行	• 関連する森林法に、長期的な生産能力に対する監視および執行に関する要求事項が含まれていることを示す法的分析	• 林業分野の法律は、各国の法律データベース、または環境、林業、土地・土壌、農業、天然資源管理などに関する各国の法律、政策、二国間協定を収録した国連 FAO FAOLEX データベースで確認できます。 https://www.fao.org/faolex/en/
			• 国内または国際政府機関から、重大な法執行の欠如が継続していることを示す証拠がないことを証明すること	• UNEP-WCMC による EUTR 実施に関する報告書 https://resources.unep-wcmc.org/products/WCMC_RT093 • 世界銀行、FAO、UNEP などの国内政府または国際的な政府間機関からのその他の最新かつ関連する公式情報
6a(vi)	生物多様性価値の高い土地、湿地、泥炭地	監視/法執行	• 関連する森林および自然保護/保全法に監視および法執行の要求事項が含まれていることを示す法的分析	• 林業、自然保護、保全の分野における法令は、公式の国内法令ジャーナルやデータベース、または環境、林業、土地・土壌、農業、天然資源管理などに関する国内法令、政策、二国間協定を収録した UN-FAOLEX データベースで確認できます。 https://www.fao.org/faolex/en/

			国内または国際政府機関から、重大かつ継続的な執行の欠如があることを示す証拠がないことを証明すること。	- UNEP-WCMC による EUTR 実施に関する報告書 https://resources.unep-wcmc.org/products/WCMC_RT093 - 保護地域に関する世界データベース (WDPA)。世界のほとんどの国における保護地域の効果的な管理に関する報告書が含まれている www.protectedplanet.net - 世界銀行、FAO、UNEP などの各国政府または政府間機関からのその他の最新の関連公式情報
29a(vii)	29a(vi)に関する保証声明	法律	法的分析により、関連法令により、エネルギー施設は、森林バイオマスが生物多様性価値の高い土地、湿地、泥炭地から産出されていないことを保証する声明を出すことが義務付けられていることが明らかである	林業、自然保護・保全、再生可能エネルギー分野の法律は、公式の国内法規集やデータベース、または環境、林業、土地・土壌、農業、天然資源管理などに関する国内法、政策、二国間協定を収録した UN-FAOLEX データベースで確認できます。 https://www.fao.org/faolex/en/

		監視/法執行	• 関連する森林、自然保護、再生可能エネルギーに関する法律に監視および法執行に関する要求事項が含まれていることを示す法的分析	• 世界銀行、FAO、UNEP などの各国政府または政府間機関からの、関連法の監視および執行に関する最新の関連公式情報。
			• 国内または国際政府機関から、重大かつ継続的な法執行の欠如があることを示す証拠がないことを証明すること。	

出典: REDIIBIO 研究、18～20 ページ

4.3 土地利用、土地利用変化と森林(LULUCF)を通じた炭素と吸収源レベルのリスク評価の内容、REDⅢ指令第 29 条(7a)

4.3.1 リスクアセスメントには、評価された国または地域経済統合機関がパリ協定の締約国であることを示す証拠を含めなければならない。パリ協定の締約国は、[国連条約集のウェブサイト](#)で確認できる。

4.3.2 リスクアセスメントは、評価される国または地域経済統合体が、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議における気候変動に関する 2015 年パリ協定の下、以下の要件を満たす国が決定する貢献(NDC)を提出したかどうかを示さなければならに：

- a) NDC は、農業、林業、土地利用部門を統合し、農業、林業、その他の土地利用(AFOLU)部門として合体したものとするか、農業と LULUCF 部門を別々に扱っている。
- b) NDC において農業、林業、土地利用部門がどのように考慮されているかが説明されている。

- c) NDC は、**森林バイオマス**の伐採に伴う排出も含め、国全体の排出削減目標に対する農業、林業、土地利用部門からの排出と除去を算入している。

注：各国および地域経済統合機関は、それぞれの実施時期にかかわらず、その後 5 年ごと(すなわち、2020 年、2025 年、2030 年まで)に NDC(新規または更新された NDC)を提出するよう要請されている([Nationally Determined Contributions \(NDCs\) | UNFCCC](#))

詳細はこちら：[\(Nationally Determined Contributions Registry | UNFCCC\)](#)。

出典 REDIIBIO、35 ページ

4.3.3 さらに、提出された NDC は以下の要求事項を満たさなければならない：

- a) AFOLU セクター(または農業と LULUCF セクターを別個に)が NDC でどのように考慮されているかを説明する。
- b) 国全体の排出削減目標に対する AFOLU セクターからの排出量と除去量を算定する。
- c) AFOLU セクターの総排出量の中で、**森林バイオマス**の伐採に伴う炭素蓄積量の変化を考慮する

注：この要求事項は REDIIBIO の報告書 35 ページに基づいている。

- a) 4.3.2 及び 4.3.3 への準拠を示すことができない場合、リスクアセスメントでは、評価の対象となる国、地域統合機関又は地域において、伐採地域に適用される、森林の炭素蓄積量及び吸収源を保全・強化するための国又は準国の法律が存在するか否かを示さなければならない。さらに、報告された LULUCF セクターの排出量が、伐採に先立つ過去 10 年間の平均で除去量を上回らず、**森林バイオマス**の伐採に先立つ連続する 2 つの 10 年間の期間において炭素貯留量と吸収源が保全または強化されているという証拠を提出しなければならない。

表 2 : LULUCF 基準、関連する遵守の証明、及び可能な証拠の出典の概要(第 29 条 7 項(a))

基準	コンプライアンスの証拠	ソース
森林バイオマスの原産国または原産地域経済統合組織 :		
(i) パリ協定の締約国である。	a) 国または地域経済統合機関がパリ協定の締約国として記載されている。	a) 国連パリ協定締約国リスト : https://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXVII-
(ii) 国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) に対し、農業、林業、土地利用からの排出量と除去量を対象とする国が決定する貢献(NDC)を提出しており、バイオマス伐採に伴う炭素蓄積量の変化が、NDC に規定される温室効果ガス排出量の削減または制限に向けた国のコミットメントに確実に計上されること。	国または地域経済統合組織が提出した NDC が UNFCCC の登録簿に登録されていること。	NDC は UNFCCC NDC レジストリに登録される : https://unfccc.int/process-and-meetings/the-paris-agreement/nationally-
	農業、林業、土地利用による排出量と除去量は、国または地域経済統合組織の NDC に含まれる。	NDC で提供される情報
	バイオマス収穫に伴う炭素蓄積量の変化は、農業、林業および土地利用による排出と除去の中に考慮されている。	NDC で提供される情報

(iii) パリ協定第5条に従い、炭素蓄積と吸収源を保全し、強化するために、伐採地で適用される国又は準州の法律が整備されており、報告された LULUCF 部門の排出量が除去量を上回らないという証拠が提出される。	森林の炭素蓄積と吸収源を保全・強化するための国内又は準国法が存在する。	国または準国の法律
	国または地域経済統合体の LULUCF セクターの報告において排出量が、除去量を上回らないこと。	UNFCCC に提出された国別インベントリ報告書に報告された LULUCF セクターの排出量と除去量を比較する。 https://unfccc.int/process-and-meetings/transparency-and-reporting/reporting-and-review/reporting-and-review-under-the-convention/greenhouse-

出典 *REDIIBIO* 研究、37 ページおよび *RED II* 指令、第 29 条 (7 a)

- 4.3.4** リスクアセスメントの実施に使用される情報源および情報は、最新のものでなければならない。
- さらに、情報源と情報は、正確で、信用でき、信頼でき、調査した基準に関連するものでなければならない。
- 4.3.5** リスクアセスメントは、記載された基準ごとに個別に実施し、個別の基準ごとにリスクを低リスクまたは高リスクに分類しなければならない。
- 4.3.6** LULUCF 基準については、リスクアセスメントの結果、評価対象地域が位置する国が 4.3.2 および 4.3.3 の 3 つの基準をカバー する NDC を提出しているか、森林の炭素蓄積量と吸収源の保全・強化を確保する法律が整備されており、4.3.4 に従って、当該国が報告された LULUCF 部門の排出量が除去量を上回っていないと結論付けられた場合、低リスクと判定される。

4.4 リスク 評価の開発

4.4.1 リスクアセスメントは、「リスクアセスメント・グループ」(RAG)と呼ばれる、独立し、力量を有する、当該国の専門知識を有する利害関係者によって作成されなければならない。

注：国内において独立した、力量を有する専門的知識を有する利害関係者とは、所管省庁、資格を有する国内レベルの組織・団体、リスクアセスメントを実施するために特別に設置された独立機関などを指す。

4.4.2 RAG は、リスクアセスメントの対象となる国の **PEFC Ⅲ認可機関**に通知し、調整しなければならない。**PEFC Ⅲ認可機関**がない場合、RAG は PEFC 評議会に通知し、調整しなければならない。

4.4.3 RAG には、評価対象分野の専門家が参加しなければならない。そのため、RAG の構成は以下の基準を満たさなければならない：

- a) リスクアセスメントを実施するための十分かつ適切な資格を有するスタッフ及び人材
- b) リスクアセスメントの対象となる国、地域または地域の言語(対応する言語)の知識
- c) リスクアセスメントの対象となる地域の法律及び慣習に関する関連知識
- d) RED Ⅲ法令および PEFC 要求事項に関する関連知識

4.4.4 RAG は、RAG の活動を調整し、以下の責任を負うリーダーを任命しなければならない：

- a) 作業草案の作成
- b) 会議の日程調整、会議の議題(または議題の一部)の準備
- c) RAG メンバー間のタスク配分
- d) 記録の管理
- e) RAG の活動が RED Ⅲおよび PEFC の要求事項に沿ったものであることを確実にすること。

4.4.5 RAG は、業務の客観性に影響を及ぼす可能性のあるメンバーの利益相反を回避するための手続きを有しなければならない。

4.4.6 RAG は、リスクアセスメントの実施手順を定めなければならない。

4.4.7 RAG は、リスクアセスメントの策定中に提起される可能性のある苦情および／または上訴に対処するための手順を定めなければならない。手続きは少なくとも以下を含まなければならない：

- a) 苦情を受理してから 15 日以内に、苦情申出人に対し、苦情の受理を通知すること。

- b) 苦情を受理してから 45 日以内に、必要なすべての情報の収集と検証、苦情の妥当性確認と公平な評価、苦情に関する決定を行うこと。
- c) 苦情を受理してから 90 日以内に、苦情に関する決定と苦情処理プロセスを、苦情申立人と関係者に正式に伝えること、及び
- d) 適切な是正措置および予防措置。

4.4.8 リスクアセスメントの結果は、利害関係者による公開協議の対象としなければならない。利害関係者協議は、以下を確実にしなければならない：

- a) 利害関係者協議の開始と終了は、利害関係者に意味のある貢献の機会を与えるため、適宜、適切な媒体を通じて適時に行わなければならない。
- b) 不利な立場にある利害関係者および主要な利害関係者への要請は、情報が意図された受信者に確実に届くように、また理解しやすい形式で行われなければならない。
- c) リスクアセスメントは一般に公開され、アクセス可能である。
- d) 公開協議は少なくとも 30 日間継続する。
- e) 受領したコメントはすべて、RAG によって客観的に検討される。
- f) 重要な論点について取りまとめられたコメントの概要は、その検討結果を含め、ウェブサイトなどで公開されている。

注：“適切な媒体を通じて”というのは、少なくともウェブサイト、及び特定された利害関係者へ送付される E メール及び／又は書簡によることを意味する。その他の媒体には、プレスリリース、ニュース記事、業界紙の特集、支部組織への情報発信、ソーシャルメディア、デジタルメディアなどが含まれる。

4.4.9 RAG は、オープンかつ透明性のある方法で、協議中に受領したすべての意見を検討し、対処し、必要に応じてリスクアセスメントに変更しなければならない。

4.4.10 RAG は、協議中に受け取った意見、及びその意見がどのように考慮され及び／又は対処されたか、さらに意見によるリスクアセスメントの変更があればその変更を含め記録しなければならない。要求があれば、RAG は受け取った意見がリスクアセスメントの中でどのように考慮され、対処されたかについての記録を利害関係者に共有しなければならない。

4.5 リスク評価 レポート

4.5.1 リスク評価報告書には、以下の要素を含まなければならない：

- a) リスクアセスメントを実施する専門家の氏名や資格、背景を含む序文
- b) リスク評価の範囲
- c) 規範参照文献
- d) 用語と定義
- e) リスク評価の詳細(データソースの特定を含む)
- f) 利害関係者協議
- g) 所見の要約
- h) データソースの概要

4.5.2 リスクアセスメントでは、言及された基準ごとに、所見とその結果を個別に明確に詳述し、基準ごとにリスクを個別に低リスクまたは高リスクに分類しなければならない。

4.5.3 リスクアセスメントには、所見の要約と、評価地域について特定されたリスクの総合評価を含めなければならない。リスクアセスメントの結果、すべての基準が低リスクであった場合、リスクアセスメントの全体的な結果は低リスクとなる。一つ以上の基準が低リスクでない場合、全体的なリスクは高リスクと認定されなければならない。

4.5.4 リスクアセスメントは、〔地理的範囲〕から供給される**森林バイオマスの REDⅢ持続可能性基準**に対する**レベル A**のリスクアセスメントのテンプレートに従って提示しなければならない。

5. PEFC によるリスク 評価の認定

5.1 一般的事項

5.1.1 リスクアセスメントは、その手順と RAG の構成とともに、該当する **PEFC RED Ⅲ認可団体** と PEFC 評議会に、最低限、その国の公用語と英語で提出されなければならない。

5.1.2 リスクアセスメントを承認する責任は、該当する **PEFC RED Ⅲ認可団体** の勧告に基づき、PEFC 評議会理事会にある。

注： PEFC 評議会理事会は、リスクアセスメントの承認の責任を PEFC 評議会事務局長または特定のワーキンググループに委任することができる。

5.1.3 リスクアセスメントの承認を勧告するために、**PEFC RED Ⅲ認可団体** はリスクアセスメントの評価を行う技術グループを設置しなければならない。技術グループは、リスクアセスメントが本技術文書、REDⅢ指令、実施法に記載されたプロセスと要求事項に従って実施されたことを確認しなければならない。

注 **PEFC RED Ⅲ認可団体** のない国ではリスクアセスメントの承認勧告の責任は PEFC 評議会にある。

5.1.4 5.1.3 で言及される技術グループには、利益相反のない、特定の国の専門知識を有する独立したコンサルタントを含めることができる。

5.1.5 RAG は、コンサルタントを含む技術的な作業により発生したあらゆる費用を負担する責任を負わなければならない。

5.1.6 PEFC 評議会は国のリスクアセスメントの承認、または承認のためのリスクアセスメントの勧告に関する意思決定に関与する人員に利益相反が無いことを確認しなければならない。

5.1.7 リスクアセスメントが評価され、PEFC によって認定された場合は、その手順とリスクアセスメントの結果は PEFC ウェブサイトで公表されなければならない、PEFC 認証の範囲内においてどの認証組織であっても PEFC ST 5002 の実施に利用することができる。

5.1.8 リスクアセスメントの有効期間は最長 5 年間である。5 年経過後、リスクアセスメントは見直されなければならない。見直しの結果、リスクアセスメントの実施に使用された証拠が変化したことが判明した場合、リスクアセスメントはそれに応じて修正されなければならない。

注 リスクアセスメントの見直しプロセスには、一貫したアプローチが取られることを確実にするために、他の承認ボランタリースキームとの交流を含むものとする。

- 5.1.9** リスクアセスメントの有効期間である 5 年以内に、リスクアセスメントを実施するために使用したしょうごが変更された場合、リスクアセスメントを見直さなければならない。見直しの結果、証拠の変更がリスクアセスメントの結果に影響を及ぼすことが判明した場合、リスクアセスメントはそれに応じて修正されなければならない。この見直しには**他の承認ボランティアスキーム**との交流も含まれるものとする。

参考文献

改正再生可能エネルギー指令 REDIIBIO に定められた新しいバイオエネルギー持続可能性基準実施のためのガイダンス作成のための技術支援 - 最終報告書 (REDIIBIO)